

詐欺被疑事件（10月3日勾留決定）

被疑者 A

準抗告申立書

令和6年10月8日

福岡地方裁判所小倉支部 御中

北九州市小倉北区金田2丁目6番4号

リーガルタワー2階

北九州第一法律事務所

TEL 093-571-4688

FAX 093-571-4088

（携帯 090-3643-4288）

弁護士 松井 海理

上記被疑者に対する詐欺被疑事件について、令和6年10月3日福岡地方裁判所小倉簡易裁判所裁判官がなした勾留の裁判に対し、以下のとおり、準抗告を申し立てる。

第1 申立ての趣旨

- 1 令和6年10月3日に小倉簡易裁判所裁判官がした勾留の裁判を取り消す
 - 2 本件勾留請求を却下する
- との決定を求める。

第2 申立ての理由

- 1 逮捕・勾留手続が違法であること
 - (1) 逮捕の経過

ア 令和6年10月1日午前7時頃、被疑者は自宅前の警察車両内において、詐欺罪の被疑事実で逮捕された。逮捕時には、被疑者に対して弁護人選任権や、弁護士に関する説明はなされなかった。

同日、被疑者は羽田空港に所在する警察署にて、取調担当官の〇氏に対し、「弁護士はどうなるんですか？」と尋ねたが、同氏は「北九州に着いたら詳しく話す」「ここでは何も言えない」と回答し、弁護人選任権に関する説明を拒否した。

同日、被疑者が小倉北警察署に到着したのは、午後7時～8時頃であった。

イ その後、小倉北警察署に連行された被疑者が休憩を得ることなく、取調べが開始された。

この取調べは、10月2日午前1時20分頃まで継続し、その間の休憩は10分間の食事と5分間のトイレ休憩のみであった。

ウ 被疑者に対する取調べ後、取調べを担当した〇氏が、被疑者に対し、調書内に誤字脱字がないか検討すると述べ、取調室から退出した。その後、〇氏は、他の警察官と会話をした。その会話中「これはやばいよ」との言動があった。

そして、〇氏は取調べ室に戻り、訂正箇所等の説明を行わず、訂正した調書を被疑者に見せた。しかし、訂正した供述調書内には、被疑者が話した覚えのない「私は後悔と反省をしています。」という文章が書かれていた。加えて、〇氏は、当該文章について、何ら説明を行わなかった。また、訂正後の供述調書に関して、読み聞け手続を行わなかった。

被疑者は、この供述調書の訂正箇所の説明及び読み聞け手続を受けなかったため、定型文章と誤解し、署名押印をした。

その後、身体検査等が行われ、最終的に被疑者が房に入ったのは、2日午前3時30分頃であった。

(2) 逮捕手続の違法

ア 弁護人選任権が告知されず、かつ妨害されたこと

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない(刑事訴訟法203条第1項、同条第3項)。

しかし、上述の通り、逮捕後に直ちに弁護人選任権を告げていない。加えて、弁護人選任権に関して被疑者の方から説明を求めたにもかかわらず、説明を拒否している。

このため、被疑者に対する逮捕手続は、憲法34条前段、刑事訴訟法203条第1項、同条第3項に反する重大な違法がある。

イ 逮捕後の引致手続に違法があること

司法巡査が逮捕状により逮捕したときは、直ちに、司法警察員に引致しなければならない(刑事訴訟法202条)。

被疑者を逮捕したものが司法巡査である場合、被疑者は、逮捕されてから、13時間以上の移動を強いられている。また、羽田空港における搭乗手続が当初の予定より大幅に遅れている。

したがって、被疑者に対する逮捕手続は、逮捕後、直ちに司法警察員に引致したとはいえず、違法である。

ウ 逮捕手続中、違法な取調べがなされていること

被疑者は、「私は後悔と反省をしています。」旨の供述はしていない。これにもかかわらず、取調官は誤字脱字の修正であるとして、虚偽の供述を調書に入れ込んでいる。

しかも、被疑者が外国籍であり、その供述調書の作成には、本人が誤解することのないよう丁寧に説明をして被疑者が十分理解した上で作成されるべきである。

これにもかかわらず、取調べ官は十分な説明はおろか、「誤字脱字の訂正で

ある」と虚偽の説明を行い、読み聞け手続を行わずに供述調書を作成している。

逮捕手続においては、留置の必要性を検討するために適法に弁解の録取を取ることが予定されているのであり、長時間・深夜にわたる取調べ及び虚偽供述を作成するような違法な取調べは当然予定していない。

したがって、かかる逮捕手続は当然に違法となる。

(3) 逮捕手続の違法が勾留の違法を基礎づけること

刑事訴訟法が定める逮捕前置主義は、被疑者の勾留を認める要件の一つとして適法な逮捕が求められている。

したがって、上記の通り、被疑者に対する逮捕手続について、弁護人選任権の妨害及び虚偽供述作成等の重大な違法があるときは、これに続く勾留手続についても違法となる。

(4) まとめ

よって、被疑者に対する勾留は違法である。

2 証拠隠滅のおそれがないこと

(1) 客観的可能性がないこと

ア 被害者に対して接触できないこと

本件において欺罔行為の被害者とされてるのは、**√1** 銀行株式会社業務本部 法人口座開設グループ審査担当者である。そして、被疑者が担当者の氏名等を知る機会はなく、面識もない。このため、被疑者が当該担当者に対して連絡を取り、口裏合わせや脅迫に及ぶことはできない。

そして、犯行とされる期間である令和5年6月から1年以上経過しており、当該担当者の供述調書は既に作成済みであるはずである。

イ 共犯者とされる者及びその関係者と接触できないこと

まず、被疑者は、共犯者とされているの氏名を勾留状の被疑事実の記載から初めて知った。このため、共犯者とされている者の居住場所、連絡先も全く知らない。被疑者の携帯電話は既に押収されており、共犯者とされる者及びその関係者に連絡を取る手段はない。

次に、被疑者は、釈放されても当分の間、取調べに対応するために、住所地である東京都及び犯行が行われたとされる埼玉県及びその周辺に戻らず、身元引受人らと北九州市に在留する予定である。

そして、身元引受人及び弁護人の許可無く携帯電話の入手をしたり、外出したりしないことを誓っている（資料1）。

ウ 主要な証拠は収集済みであること

本件は銀行機関に対する詐欺として捜査されており、銀行に対する口座申請資料、上記担当者への聞き取り捜査は既に収集済みであるはずである。被疑者がこれらの証拠を隠滅することは不可能である。

したがって、被疑者は、本件に関する共犯者及びその関係者と連絡を取り合い、口裏合わせや脅迫をする客観的可能性はない。

(2) 主観的可能性がないこと

ア 被疑者は、捜査が完了するまでの間は、本件の関係者がいると考えられる関東に戻らないと誓っている。また、身元引受人も遠方の北九州市に来て監督を誓約している（資料2、3。誤字訂正後の誓約書）。しかも、身元引受人は、被疑者が逮捕された翌日である10月2日には北九州市を訪れ、被疑者の身元引受人になることを誓約している（資料4、5。誤字訂正前の誓約書）。このことからすれば、被疑者が、身元引受人を裏切り、罪証隠滅を図るような行動をとることは到底考えがたい。

イ 被疑者は、現時点において、完全な黙秘を貫いている。これは、捜査機関側が、上記違法な逮捕手続を行ったことによるものである。被疑者取り調べが未了であるとしても、それは、捜査機関側が違法な逮捕手続を行い、

被疑者との信頼関係を破壊したことに起因するものである。

そもそも、被疑者には憲法上黙秘権が保障されていることからすれば(憲法38条)、黙秘をもって罪証隠滅の意図があると判断することは絶対に許されない。

なお、被疑者は、弁護士の立会いのもと、適正な手続保障を受けられることについて、法的根拠をもって説明すれば、取調べ要請に応じて出頭することを誓っている(資料1。本人の誓約書)。

ウ 被疑者は、株式会社 〇〇の取締役であり(資料6、7、8。なお被疑者の通称は「〇〇」である。)、複数の不動産及び自動車一台を所有している(資料9、10、11、12)。また、被疑者は、被疑者の両親と共に、中国の居住を売却して日本に移住し、現在の財産を築いてる(資料1)。このため、長年努力して築き上げた社会的地位や多額の財産を失う危険を冒してまで、被疑者が罪証隠滅及びこれを疑わせる行動を取ることはありえない。

以上からすれば、被疑者が罪証隠滅を図る主観的可能性はない。

3 勾留の必要性がないこと

(1) 被疑者には、罪証隠滅のおそれはなく、勾留の必要性はない。

(2) 被疑者の勾留に伴う不利益は大きい

ア 被疑者の家族は、突然の被疑者の逮捕により、大きく動揺し、多大な精神的負担及び経済的負担を被っている。

イ 上述のとおり、被疑者の妻と妹は、逮捕された翌日に北九州市に行き、その日の内に弁護士と面談し、身元引受人となっている(資料4、5)。この出来事からしても、被疑者の家族にとって被疑者が必要不可欠な存在であるかがわかる。

とりわけ、被疑者の妻は、被疑者と今年結婚したばかりである(資料14)。

被疑者の妻は求職中であることから、被疑者が逮捕されたことにより経済的支柱を失っている。また、結婚したばかりの夫が拘束されたことにより、満足な食事や睡眠すら取れていない（資料15）。被疑者の妻の精神的経済的ケアをできる者は、被疑者以外にいない。

ウ 被疑者は、令和6年10月20日に宅地建物取引士試験を受験予定である。身体拘束が長引けば、同試験を受けられなくなる。

エ 被疑者は、株式会社 〃 の代表取締役であり、被疑者の身柄拘束が長期化すれば、同社の経営にさらなる重大な支障が生じる。釈放後すぐに営業再開ができないとしても、営業再開に向けた準備をすることにより、損害の拡大を最小限にできるようにしなければならない。

オ 以上からすれば、被疑者が勾留されていることにより被る利益は、勾留の必要性を遙かに上回る。

4 結論

よって、本件は、勾留の理由及び必要性がないところ、上記申立の趣旨のとおり求める。

以上

添付資料

- 1 上申書（ A ）
- 2 訂正後の誓約書（ A の妻 ）
- 3 訂正後の誓約書（ A の妹 ）
- 4 訂正前の誓約書（ A の妻 ）
- 5 訂正前の誓約書（ A の妹 ）
- 6 被疑者の名刺（株式会社、 〃 ）
- 7 印鑑登録書（ 〃 区長。被疑者の通称が 〃 であることを示す）
- 8 株式会社 〃 の履歴事項全部証明書（東京法務局）
- 9 被疑者所有マンションの登記簿謄本（東京法務局）

- 1 0 被疑者所有マンションの登記簿謄本（東京法務局）
- 1 1 被疑者所有マンションの登記簿謄本（東京法務局）
- 1 2 被疑者所有の自動車検査証記録事項
- 1 3 自動車検査証記録事項
- 1 4 結婚証明書（被疑者・Aの妻 各1枚）
- 1 5 上申書（Aの妻，
- 1 6 被疑者の妻 の身分証明書（パスポート、ビザ 各1枚）
- 1 7 被疑者の妹 の身分証明書（免許証）

詐欺被疑事件
被疑者 A

上申書

令和 6 年 10 月 8 日

福岡地方裁判所小倉支部 御中

A

- 1 私は、令和 6 年 10 月 1 日、銀行に対して詐欺を行ったとして、東京で逮捕されました。その後、福岡県北九州市にある小倉北警察署に勾留されています。
- 2 私は、現在、株式会社 の代表取締役を務めています。また、不動産（マンションが 3 室）と自動車を 1 台所有しています。また、中国にほとんど財産を持っておらず、日本に来てから今の財産を築いています。
- 4 私が逮捕されたとき、なぜ逮捕されたのか、全く分かりませんでした。今までルールを破ることなく、平穩に生活してきました。
- 5 私は、東京で逮捕されました。しかし、逮捕された時点では、弁護士を呼んだり依頼したりすることができるとを知らされませんでした。私の方から警察に対し、弁護士はどうすればいいのかと聞きました。しかし、警察は「北九州に行ってから話す」「今は何も言えない」と言われました。
- 6 結局、弁護士の援助ができないまま、北九州で深夜まで取調べを受けました。長時間の移動を強いられ、ちゃんとした説明を受けないまま、深夜まで取調べられており、任意に話すことはできませんでした。
- 7 私は、強引な取り調べを受け、警察に対してひどく失望しています。しかしながら、私は、適正な手続きを受けられるならば、警察の出頭に必ず応じると誓います。なぜならば、私のために尽力してくれた家族を絶対に裏切りたくないからです。

- 9　そして、身元引受人になってくれた妻と妹、弁護士
の指示に必ず従うと誓います。必要な捜査が
なされる当面の間は、北九州市で賃貸物件を探し
て、いつでも出頭に応じるように準備します。共
犯者とされている人は、見たことも聞いたことも
ない人ですので、連絡のとりようがありません。
もともと、疑われていることは分かっているの
で、原則として、一切誰とも連絡を取りません。
携帯も買いませんし、勝手に外出もしないと誓い
ます。私の経営しているお店についても、本当に
必要な連絡を取るときは、弁護士と相談して、弁
護士が代わりに連絡をするなどの方法により、直
接話さないようにします。
- 10　どうか、私を釈放していただき、在宅での捜査
をお願いします。

以上

添付資料 2

印

被疑者 A

誓 約 書

令和6（2024）年 10月 2日

福岡地方裁判所小倉支部 御中

詐欺被疑事件

上記被疑者に対する強制わいせつ被疑事件につき、今般、被疑者が釈放された場合には、被疑者の同居家族とともに私も責任をもって被疑者の御庁への出頭を確保し、厳重に監督することを誓約します。

【住 所】

東京都

【氏 名】

（被疑者との関係 : 妻）

㊟

被疑者 A

誓 約 書

令和6（2024）年 10月 2日

福岡地方裁判所小倉支部 御中

詐欺被疑事件

上記被疑者に対する強制わいせつ被疑事件につき、今般、被疑者が釈放された場合には、被疑者の同居家族とともに私も責任をもって被疑者の御庁への出頭を確保し、厳重に監督することを誓約します。

【住 所】 東京都

【氏 名】

（被疑者との関係 : 妹）

印

被疑者 A

誓 約 書

令和6（2024）年 10月 4日

福岡地方検察庁小倉支部 御中

上記被疑者に対する詐欺被疑事件につき、今般、被疑者が釈放された場合には、私が責任をもって被疑者の御庁への出頭を確保し、厳重に監督することを誓約します。

【住 所】東京都

【氏 名】

（被疑者との関係 : 妻）

㊞

被疑者 A

誓 約 書

令和6（2024）年 10月 4日

福岡地方裁判所小倉支部 御中

上記被疑者に対する詐欺被疑事件につき、今般、被疑者が釈放された場合には、
被疑者の同居家族とともに私も責任をもって被疑者の御庁への出頭を確保し、厳重
に監督することを誓約します。

【住 所】 東京都

【氏 名】

（被疑者との関係 : 妹）

詐欺被疑事件

被疑者 A

上申書

令和6年10月8日

福岡地方裁判所小倉支部 御中

Aの妻

- 1 私は、今回詐欺事件で逮捕、勾留されている陳乃祥の妻です。夫とは、令和6年4月16日に結婚したばかりです。
- 2 夫は、株式会社 の代表取締役を務めており、他にも会社経営の経験があると聴いております。もっとも、私は、夫の会社経営には全く関わっていないため、取引先など仕事の詳細な内容については知りません。
- 3 同年10月1日、警察の制服を着ていない人たちが自宅のドアをノックしてきました。まさか警察だとは思わず、なにか悪い人たちが来たと思い、慌てて夫に連絡をしました。すぐに夫が帰ってきましたが、逆に夫が警察に連れて行かれてしまい、呆然としました。
- 4 その後、警察の方に、夫が福岡県北九州市の警察署に連れて行かれたことを知り、すぐに夫の妹である さんとともに北九州市に行きました。
- 5 私は不安でたまらず、すぐにネットで弁護士を探し、接見に行ってもらえるようお願いしました。
- 6 祈る思いで面会を依頼した弁護士からの連絡を待っていたところ、夫に国選弁護人が付いていることが分かりました。その後、セカンドオピニオンとして、別の弁護士に連絡し、国選弁護人の弁護士と共に夫に面会して欲しいと頼みました。結局、国選弁護人に選ばれた弁護

士に依頼することにしましたが、大きな不安で心が張り裂ける思いでした。このため、食事や睡眠も満足に取れていません。また、私は、現在求職中であり、夫がいなければ経済的に困窮してしまいます。

7 夫が勾留されている理由に、罪証隠滅のおそれがあることを弁護士から教えてもらいました。

このため、夫が証拠を隠したり、誰かと口裏合わせをしないよう、身元引受人としてしっかり監視します。

具体的には、北九州市で一時的に賃貸借契約をして、仮の住まいをつくり、夫が誰かと連絡を取ったり、無断で外出しないよう監督します。もし、連絡や外出が必要である時は、自分だけで判断せず、必ず弁護士に連絡します。また、連絡方法も、弁護士が代わりに連絡するといった方法で、絶対に証拠を隠滅していると疑われることをさせません。

警察から出頭要請が来たら、必ず弁護士に連絡を取り、出頭させます。私たちは、逃げも隠れもしません。

8 私は、乗り物酔いをするので、東京と小倉を頻繁に往復することができません。しかしながら、私は、今回小倉に行って夫を監督し、当分は東京に帰らない決意をしました。

9 どうか、夫を釈放してください。よろしくお願い申し上げます。

以上

詐欺被疑事件（11月1日勾留延長決定）

被疑者 A

準抗告申立書

令和6年11月5日

福岡地方裁判所小倉支部 御中

北九州市小倉北区金田2丁目6番4号

リーガルタワー2階

北九州第一法律事務所

TEL 093-571-4688

FAX 093-571-4088

（携帯 090- -

弁護士 松井 海理

上記被疑者に対する詐欺被疑事件について、令和6年11月1日小倉簡易裁判所
裁判官がなした勾留期間を延長する旨の裁判に対し、以下のとおり、準抗告を申し
立てる。

第1 申立ての趣旨

- 1 原裁判を取消し、本件勾留延長請求を却下する
との決定を求め、予備的に、
- 2 原裁判を取消し、本件被疑者の勾留を5日間延長する
との決定を求める。

第2 申立ての理由

第1 勾留延長要件の欠如

1 勾留延長の要件

刑事訴訟法第208条2項によれば、勾留延長には「やむを得ない事由」が必要とされるところ、本件においては、「やむを得ない事由」は存在しない。

2 「やむを得ない事由」の判断基準

判例によれば、刑事訴訟法第208条第2項に定める「やむを得ない事由」とは、事件の複雑困難（被疑者もしくは被疑事実多数のほか、被疑者関係人らの供述又はその他の証拠のくいちがいがある場合、あるいは取調べを必要と見込まれる関係人、証拠物等多数の場合等）、あるいは証拠収集の遅延若しくは困難（重要と思料される参考人の病気、旅行、所在不明もしくは鑑定等に多くの日時を要すること）等により、勾留期間を延長してさらに取調べをするのでなければ、起訴・不起訴の決定をすることが困難な場合をいう（最判昭和37年7月3日民集16巻7号1408頁、資料1）。

被疑者は、本件勾留に先立ち、令和6年10月3日、銀行に対する詐欺の被疑事実で逮捕勾留されており（以下、「前回勾留」という。資料4（前回勾留の勾留状）。）、本件勾留も、同様に、銀行に対する被疑事実によるものである。

このように、一連の社会的事実により既に長期間の身柄拘束が継続しているときは、法が被疑者の身体拘束について厳格な期間制限を設けている趣旨を考慮し、初回の勾留延長決定に比して、より厳格に判断しなければならない。

3 本件は複雑困難な事案ではない

(1) 事実関係

本件の勾留に関する被疑事実、令和5年6月5日頃、当時、（以下「本件会社」という。）の代表社員であった被疑者が、第三者に口座を使わせる意図を秘して、☐ 2 銀行の担当者に対して、インターネットを用いて同社名義の口座開設を申込み、よって、同社名義の預金契約上の地位を詐取したものである（資料2。本件の勾留状参照。）

(2) 事案が簡明であること

ア 被疑事実は簡明であること

本件の被疑者は1名（単独犯）であり、被疑事実も詐欺罪1つであるから、複雑な事案であるとは到底言えない。

イ 取調べが必要と見込まれる関係人、証拠物は多数ではない

被害者は銀行1社であり、共犯者等もないことから、関係者も多数ということとはできない。また、本件会社の規模は小さく、本件会社の関係者も少数である。

本件の勾留決定に対する準抗告決定（令和 年（む） 号、資料3）では、「被疑者には、本件犯行の経緯、故意等の罪体や重要な情状事実につき関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり」とするが、このような簡明な事案において、本件における「関係者」とはなにを指しているのか不明確であると言える。

本件においては、被害者である銀行の担当職員、本件会社の関係者を聴取すれば十分である。しかも、本件が約1年以上前に起きた事案であることからすれば、事件発覚から現在に至るまでに上記銀行の担当職員等に十分な取調べを行う期間があった。

このため、「関係者取調べ未了」を理由として「やむを得ない事由」があるということとはできない。

そして、本件において銀行口座開設に用いたと考えられる被疑者の携帯、ノート PC は前件の逮捕時に既に差し押さえられており、これらに対する解析期間も十分にあった。

このため、「証拠物精査未了」を理由として「やむを得ない事由」があるということとはできない。

したがって、本件において、取調べが必要と見込まれる関係人及び捜査すべき証拠物が多数とは言えない。勾留延長をしてまで捜査を継続する必要性は全くない。

4 同時処理が容易に可能であったこと

(1) 同時処理が可能であったこと

前件勾留の被疑事実の要旨と本件勾留請求の被疑事実の要旨を比べて見れば、主体、犯行日時、対象となる口座名義人、欺罔行為の態様、被害者の属性はほぼ同一であるといえる。また、前件勾留及び本件勾留請求は、各犯行が行われたとされる令和5年6月から1年以上も経過している。

このため、捜査の対象や捜査内容及び収集すべき証拠は、ほぼ同一であり、これを行う時間的余裕は十分にあったといえる。

加えて、前件勾留の被疑事実が共同正犯であり、かつ詐欺罪と詐欺利得罪と異なる構成要件であるのに対し、本件の勾留は単独犯であり、構成要件も詐欺罪1つである。

このため、前件勾留に比較して複雑ではなく、むしろ単純なものであるから、捜査機関において両事件を同時処理することが容易であったといえる。

また、被疑者に対する取調べは行われていないのだから、前件勾留期間中に新たな事実が発覚したという事情はない。

このため、前件勾留中に新たな事実が発覚し、本件勾留に係る被疑事実の嫌疑が深まったといった事情はない。

被疑者は、前件勾留時から黙秘権の行使を明確に表示しており、現実にはほとんど取調べが行われていない（資料5被疑者ノート参照）。このため、被疑者からの供述とその他の証拠の食い違いが生じることはない。もとより被疑者に黙秘権が憲法上保障されていることからすれば、被疑者が黙秘権の行使を当然予測すべきであるから、黙秘権を行使したことにより生じたことにより被疑者取調べ未了になったとしても、かかる事情を「やむを得ない事由」を基礎づけることはできない。

5 被疑者の取調べがほとんど行われていないこと

加えて、本件勾留中は、取調べ官や検察官が被疑者に対して取調べを求めな

いこともあった（被疑者ノート参照）。加えて、被疑者は検察官の取調べに出頭したにもかかわらず、取調べ時間はわずか 9 分である（被疑者ノート 42 頁参照）。このような取調べ状況であるにもかかわらず、「被疑者取調べ未了」を理由にして「やむを得ない事由」があるということとはできない。

そして、勾留延長前後においても、被疑者に対して取調べはおろか、取調べ官が被疑者の留置されている小倉北署に来ることすらない（資料 6、資料 5 被疑者ノート 40～55 頁参照）。

このように、被疑者が一貫かつ明確に黙秘権行使を表明し、かつ、取調べ官が取調べを行わない状況であるにもかかわらず、「被疑者取調べ未了」を理由に「やむを得ない事由」が存在すると認定することはできない。

仮に、捜査機関が、詐欺罪という事案の類型上、捜査すべき事項が複雑多岐にわたると主張するかもしれない。しかしながら、詐欺罪といった知能犯であれば、捜査機関は、事件発覚後、逮捕勾留に至るまでに客観証拠及び関係者の事情聴取等を十分に行うなど相当程度充実した捜査を行うことが通常である。

そして、本件においても、事件発生後から被疑者の身柄拘束（被疑者は 10 月 1 日逮捕されている。）まで、1 年以上かかっている。捜査機関が被疑者に対する被疑事実について操作するために十分な期間があった。

6 小結

したがって、捜査すべき事項が仮に複雑多岐であったとしても、それを行う十分な機会があったのであるから、これをもって「やむを得ない事由」があるということとはできない。

事件発覚から本件勾留延長請求まで十分な期間が捜査機関に与えられていたにもかかわらず、未だに捜査すべき事項が多数残っているとすれば、それは捜査機関の怠慢にほかならない。

第 2 被疑者の署名・押印拒否は捜査機関の帰責性を軽減させない

被疑者は、弁護人が初めて接見した同年10月2日以降、一貫して調書への署名・押印を拒否している。

しかし、署名・押印拒否は、取調べの全面可視化がなされていない現在の捜査実務において、被疑者の主張に沿わない調書が作成されることを未然に防ぐ手段であって、これにより取調べが未了であることを理由に延長がなされるべきではない（資料7、東京地命昭和48年2月28日判時698号112頁参照）。このことは、被疑者による署名・押印拒否が、刑事訴訟法上認められた権利であり（同法198条5項）、その権利行使を理由として勾留延長を請求することは、被疑者に対して「供述の証拠化を拒む機会を与えた」198条5項の趣旨を完全に没却するものであり、決して許されるものではない（資料8季刊刑事弁護2号（1995年）129頁以下（後藤昭）参照）。

以上から、これまでの取調べ状況に鑑みれば、被疑者の取調べ未了を理由に勾留延長が認められるべきではない。

第3 前提となる勾留要件を満たさない

1 罪証隠滅のおそれがないこと

(1) 客観的可能性がないこと

ア 被害者に対して接触できないこと

本件において欺罔行為の被害者とされてるのは、☒ 2 銀行株式会社口座開設担当者である。そして、本件被疑事実によれば、インターネットを利用して本件口座開設申込みをしたのであり、同担当者に直接申込みをしていないのだから、被疑者が担当者の氏名等を知る機会はなく、面識もない。

仮に、被疑者が☒ 2 銀行株式会社に連絡を取ろうとしても、大手銀行会社である同社がこれに応じる可能性はない。

そして、犯行時期とされる令和5年6月から1年以上経過しており、当該担当者の供述調書は既に作成済みであるはずである。

したがって、被疑者が当該担当者に対して連絡を取り、口裏合わせや脅迫に

及ぶと言った方法により罪証隠滅を図る客観的可能性がない。

イ 次に、被疑者は、釈放されても当分の間、取調べに対応するために、住所地である東京都及び犯行が行われたとされる埼玉県及びその周辺に戻らず、身元引受人らと北九州市に在留する予定である。そして、身元引受人及び弁護人の許可無く携帯電話の入手をしたり、外出したりしないことを誓っている（資料13）。

したがって、被疑者は、本件の関係者と連絡を取る手段がないのだから、口裏合わせや脅迫をする客観的可能性はない。

ウ 主要な証拠は収集済みであること

本件は銀行機関に対する詐欺として捜査されており、銀行に対する口座申請資料、上記担当者への聞き取り捜査は既に収集済みであるはずである。被疑者がこれらの証拠を隠滅することは不可能である。

(2) 主観的可能性がないこと

ア 上述のとおり、被疑者は、捜査が完了するまでの間は、本件の関係者がいると考えられる関東に戻らないと誓っている（資料9）。また、身元引受人も遠方の北九州市に来て監督を誓約している（資料10、11）。このことからすれば、被疑者が、身元引受人を裏切り、罪証隠滅を図るような行動をとることは到底考えがたい。

イ 被疑者は、前件勾留前から、一貫して黙秘権の行使を行っている。

そもそも、被疑者には憲法上黙秘権が保障されていることからすれば（憲法38条）、黙秘をもって罪証隠滅の意図があると判断することは絶対に許されない。

なお、被疑者は、弁護士の立会いのもと、適正な手続保障を受けられることについて、法的根拠をもって説明すれば、取調べ要請に応じて出頭することを誓っている（資料12）。

以上からすれば、被疑者が罪証隠滅を図る主観的可能性はない。

(3) 逃亡のおそれがない

被疑者には、前科前歴はない。

上述のとおり被疑者は、の取締役であり(資料13、14、15。「」は被疑者の日本名である。)、3つの不動産及び自動車一台を所有している(資料16、17、18、19)。また、被疑者は、被疑者の両親と共に、中国の居住を売却して日本に移住し、現在の財産を築いてる(資料9)。このため、日本において長年努力して築き上げた社会的地位や多額の財産を失う危険を冒してまで、被疑者が罪証隠滅及びこれを疑わせる行動を取ることはありえない。

第4 結論

以上のとおり、本件被疑事実について、勾留延長をして捜査を継続する必要性はなく、仮にそれが認められるとしても、それは捜査機関の帰責性に基づくものであるから、勾留を延長する「やむを得ない事由」はない。前提となる勾留の理由もない。

よって、被疑者に対する勾留延長請求は却下されるべきである。

以上

添付資料

添 付 資 料

- 1 判決文 (最判昭和37年7月3日民集16巻7号1408頁)
- 2 本件の勾留状
- 3 本件の勾留決定に対する準抗告決定 (令和6年 () 号)
- 4 前回勾留の勾留状
- 5 被疑者ノート
- 6 取調べ状況報告書
- 7 判決文 (東京地命昭和48年2月28日)

- 8 季刊刑事弁護 2 号 (1995 年) 126~131 頁
- 9 上申書 (A)
- 10 誓約書 (A の妻)
- 11 誓約書 (A の妹)
- 12 取調に関する意思決定 (A)
- 13 株式会社 の全部事項証明書
- 14 被疑者の名刺
- 15 被疑者の印鑑登録証明書
- 16 不動産全部事項証明書 ()
- 17 不動産全部事項証明書 ()
- 18 不動産全部事項証明書 ()
- 19 自動車検査証記録事項